

No.	受付日	回答日	質問箇所	質問内容	回答
1	7/14	7/24	仕様書	質問①：仕様書―2事業内容―(1)事業概要―オに「PPA供給で不足する電力を再生可能エネルギー由来の電力により供給すること」とありますが、再生可能エネルギー由来の電力とは、再エネ指定非化石証書（トラッキング付を含む）等により環境価値を付与した実質再生可能エネルギー電力を用いることは可能でしょうか。 質問②：仕様書―3契約単価―アに「県は、各候補施設にPPA設備により供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金及び小売電力に係る代金を事業者に支払う」とありますが、主体事業者からPPA分の請求、共同事業者から不足電力分（PPS）の請求を県にそれぞれ行いますが問題ないでしょうか。 質問③：仕様書―3契約単価―クに「PPA単価並びに小売電力に係る基本料金単価及び電力量単価は、原則、契約期間中において一定額とする。なお、契約期間中の税率および規制変更や事業者の責とならない事由（発注者側の責による需要変動や外部環境の変化による発電量低下等）の場合、契約単価の協議変更に応じるものとする」とありますが、規制変更とは関西電力送配電が設定する託送料金（基本料金、従量料金等）が変更された場合も対象でしょうか。 また、容量拠出金相当額は制度の特性上、20年間の契約期間中に一定額とすることが難しい状況です。このような基本料金や電力量料金以外の当社が定める単価については、県と協議の上変動することは問題ないでしょうか。	質問① 国の「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（環境配慮契約法基本方針）関連資料」（令和8年3月）のⅡ-1.1.1-3(2)調達する再生可能エネルギー電気の種類（27ページ）の表Ⅱ-1.1-2に掲げる電気です。 （環境省ホームページ https://www.env.go.jp/content/000405166.pdf） 質問② 1者との契約及び支払いです。 質問③ 託送料金の変更等、事業者の責とならない事由も対象です。 また、容量拠出金相当額等、他の要因で変動する価格については、別途協議を行うこととします。
2	7/16	7/24	仕様書	●仕様書＞2. 事業内容＞（1）事業概要 オ について 1. 小売供給契約期間はPPA契約期間（17～20年）と同一期間という理解でよろしいでしょうか。 2. PPA契約期間と小売供給契約期間を同一として提案する場合、小売供給契約については契約期間を1年単位とし、毎年度更新する形での契約が可能という理解でよろしいでしょうか。 3. 再生可能エネルギー由来の電力とありますが、実質再エネ100%でも要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。 4. 再生可能エネルギー由来の電力として実質再エネ100%電力を利用できた場合、環境価値として使用する非化石証書の種類（FIT非化石証書、非FIT非化石証書等）に指定はなく、実質再エネ100%を満たすものであれば認められるという理解でよろしいでしょうか。 ●仕様書＞2. 事業内容＞（3）契約単価 ク について 5. 「小売電力に係る基本料金単価及び電力量単価は、原則、契約期間中において一定額とする」とありますが、地政学リスクに伴う燃料価格高騰、急激な物価上昇といった外的要因によるコスト増加については、事業者の責とならない事由という理解でよろしいでしょうか。 6. 「規制変更や事業者の責とならない事由」とありますが、規制変更は託送料金制度の変更、再エネ賦課金制度の変更、容量拠出制度の変更および関連する法令改正は事業者の責とならない事由という理解でよろしいでしょうか。 7. 事業者の事情により、将来的に契約期間中において、小売電力契約の途中解約や事業継続が困難となった場合、どのようなペナルティが発生しますか？	1. ご認識のとおりです。 2. 小売電力に係る基本料金単価及び電力量単価は、原則、契約期間中において一定額としたうえで、毎年度更新する形式とするか否かについて、協議によるものとします。 3. 国の「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（環境配慮契約法基本方針）関連資料」（令和8年3月）のⅡ-1.1.1-3(2)調達する再生可能エネルギー電気の種類（27ページ）の表Ⅱ-1.1-2に掲げる電気です。 （環境省ホームページ https://www.env.go.jp/content/000405166.pdf） 4. 上記3. に同じ。 5. ご認識のとおりです。 6. ご認識のとおりです。 7. PPA事業の存続を含め、協議によることとします。